

令和7年度 入園のしおり 重要事項説明書

こどもはみんなすばらしい



学校法人 阪急学園 きりん園



西宮市段上町8丁目9-13

0798-57-3789

目次

I きりん園について	
1 事業者の概要	…P2
2 保育園の概要・施設の概要・定員及び児童数	…P2
3 保育理念・保育方針・保育目標	…P2
4 職員体制	…P3
5 提供する保育サービス	…P3
6 開園日・開園時間及び休園日	…P3
7 利用者負担	…P4
(保育料、延長保育にかかる利用者負担金、上乗せ、実費徴収分、支払い方法)	
8 保育園の年間行事	…P5
9 姉妹園との連携・交流	…P5
(段上幼稚園・認定こども園阪急幼稚園・認定こども園いるか幼稚園)	
10 地域との交流・子育て事業・「つながり」事業・実習生の受け入れ	…P5
II 保育時間について	
1 保育時間	…P6
2 延長保育	…P6
3 土曜保育	…P6
III きりん園の生活について	
1 慣れ保育	…P6
2 きりん園の一日	…P7
3 服装	…P7
4 食事	…P8
IV 体のことについて	
1 体調不良の場合	…P8
2 感染症にかかったとき	…P9
3 緊急時等の対応方法	…P9
4 薬	…P9
5 乳幼児突然死症候群(SIDS)	…P10
6 災害共済給付制度	…P10
V 安全について	
1 警報発令時の対応	…P11
2 安全対策	…P12
3 送迎	…P12
VI れんらくアプリについて	…P13
VII 関係機関との連携について	…P14
VIII 児童虐待防止のための措置	…P14
IX 個人情報保護について	
1 個人情報保護	…P15
2 写真・ビデオなどの取り扱い	…P15
3 苦情対応	…P15

学校法人阪急学園 きりん園 入園のしおり

令和7年4月1日現在

I きりん園について

1. 事業者の概要

事業者の名称	学校法人 阪急学園
代表者名	理事長 松本 善實
事業者の所在地	兵庫県西宮市大屋町28番18号



2. 保育園の概要・施設の概要・定員及び・児童数

名称	学校法人 阪急学園 きりん園
所在地	西宮市段上町8丁目9番13号
電話番号	0798-57-3789
事業認可年月日	平成23年4月1日
施設長名	園長 中林 理恵
沿革	平成23年4月1日 学校法人阪急学園 段上認定こども園 きりん園として開園（定員60名） 平成27年4月1日 学校法人阪急学園 きりん園に変更（民間保育園となる）
敷地面積	2912.64㎡（段上幼稚園含む）
建物	鉄骨造4階建て
施設の内容	乳児室1 保育室4 調乳室1 沐浴室1 便所3 倉庫3 事務室1 医務室1 調理室1 保育士休憩室1 調理員休憩室1
定員	0歳児：10名 1歳児：25名 2歳児：25名 合計：60名
児童数	0歳児：14名 1歳児：25名 2歳児：25名 合計：64名

3. 保育理念・保育方針・保育目標

【保育の理念】	～ こどもはみんなすばらしい ～ ～ やる氣とやさしさ ～
【保育方針】	～ 人や社会との触れ合いの中で豊かな心を育てる ～ 1. 一人ひとりの子どもの成長発達段階を踏まえ、元気な子どもを育む。 2. わらべうたを通して、穏やかで豊かな心を育てる。 3. 隣接する姉妹園の幼稚園児との触れ合いを深め、異年齢の子ども達と関わる中で社会への興味や関心を広げる。
【保育目標】	1. 腰骨を立て心身共に健康な子ども 2. 友だちと共に意欲的に遊ぶ子ども 3. 自分で考えて行動する子ども 4. しつけの三原則 「あいさつ」「へんじ」「はきものを揃える」

4. 職員体制 (令和7年4月1日現在)

園長	1人
主任保育士	1人
保育士	23人(常勤16人、非常勤9人)
看護師	1人(姉妹園と兼務)
事務員	1人(非常勤1人)
栄養士	1人(業務委託)
調理員	3人(業務委託)
支援員	1人
嘱託医	4人(小児科・耳鼻科・歯科・眼科)

・職員の配置は市設備基準条例で定める配置基準以上とし、職員数は入所人数により変動することがあります。

5. 提供する保育サービス

サービス名	有無	備考
延長保育	○	保育標準時間認定者：18時30分から19時00分 保育短時間認定者：7時30分から8時30分 ：16時30分から19時00分
あゆみ保育	○	障がいのある児童や特別な支援が必要な児童を、集団生活において他の児童と共に育ち合えるよう保育する。
地域子育て支援事業	○	地域交流、育児相談、子育て教室、園庭開放
一時預かり		

6. 開園日・開園時間及び休園日

開園日	月曜日から土曜日まで
開園時間	7時30分から19時00分
保育標準時間認定にかかる保育時間	7時30分から18時30分 (うち保育が必要と認められる時間)
保育短時間認定にかかる保育時間	8時30分から16時30分 (うち保育が必要と認められる時間)
休園日	・国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日 ・冬期休園日：12月29日から1月3日 ・特別警報が発令された日 ・その他園長が特別な理由があると認めたとき

・6月13日(金)は創立記念日のため、3月31日(火)は次年度準備のため、お休みのご協力をお願いします。

7.利用者負担

【保育料】

西宮市が定める保育料となります。（「市民税非課税世帯」の児童に係る保育料については無償）

なお、次の場合は、保育料の日割り計算を行います。

- ・月途中退園の場合（速やかに退所届をご提出ください。）
- ・災害、緊急、その他やむを得ない場合として内閣総理大臣が定める場合に該当し、保育の提供がなされない場合

【延長保育にかかる利用者負担金】

西宮市の支給認定証に保育必要時間が示されています。保育標準時間と保育短時間があります。

市民税の非課税世帯（ひとり親世帯等に限る）並びに生活保護世帯は、上限3,000円の減免があります。

- ・事故や天候による交通機関の乱れ等で遅延証明書や事故証明書を提出できる場合
- ・月の途中で勤務を開始または転職される場合

項目	金額
保育標準時間認定にかかる時間外保育料	月額 4,000円
保育短時間認定にかかる時間外保育料	月額 1,200円／30分
スポット時間外保育料	400円／30分

原則としてスポット時間外保育利用はできません。ただし、次の場合はご相談ください。

- ・事故や天候による交通機関の乱れ等で遅延証明書や事故証明書を提出できる場合
- ・月の途中で勤務を開始または転職される場合

【上乗せ・実費徴収分】

項目	金額
帽子	1,220円
セーフティクッション（防災頭巾）＜1、2歳児＞	1,550円
午睡用敷きパッド（100cm）＜0、1歳児＞	2,700円
午睡用敷きパッド（130cm）＜2歳児＞	2,900円
シンボルマーク	700円
正方形タオル（口、顔拭きタオル）	100円
長方形タオル（手拭きタオル）＜1、2歳児＞	110円
フェイスタオル（エプロン用）	160円
外遊びタオル＜0、1歳児＞	90円
修了アルバム＜2歳児＞	2,000円
日本スポーツ振興センター共済掛金（※）	年額 240円

納入価格の変更に伴い、年度の途中で販売価格が変更になる場合があります。

（※）生活保護法による保護を受けている世帯は、共済掛金が免除されます。

【支払い方法】

- ・物品費や延長保育料は、三井住友銀行のご登録口座より翌月13日（土日祝日の場合は翌銀行営業日）に引き落としとなります。一度のご利用にかかる口座振替手数料55円は保護者負担となります。
- ・残高不足により引き落としができなかった場合は、園からお手紙をお渡ししますので指定の口座に振込みください。振込手数料は保護者負担となります。
- ・当園からのスポーツ振興災害給付金のお支払いが発生した場合は、原則ご登録口座へ振込みます。当園の口座が西宮北口支店のため、同支店であれば振込手数料は無料となりますが、他支店の場合は保護者負担となります。

8. 保育園の年間行事

行事計画		保健衛生計画
4月	☆入園式 ☆クラス懇談会	・小児科健診 (入園前・春季・秋季)
5月	芋の苗植え	
7月	七夕	
9月	☆運動あそび	
10月	芋掘り	
11月	なかよしランチ(弁当日)	・眼科健診 ・耳鼻科健診 ・歯科健診 } (年1回)
12月	☆クリスマス会	
2月	節分	
3月	入園説明会、お別れランチ 2歳児お別れ遠足・0、1歳児なかよしランチ(弁当日) ☆修了式	・砂場熱処理(年1回)
5～2月	☆保育参加 ☆個人懇談	
毎月	身体測定 避難訓練	

・☆は保護者参加の行事です。

・園行事は変更になる場合があります。

9. 姉妹幼稚園との連携・交流

(段上幼稚園・認定こども園阪急幼稚園・認定こども園いるか幼稚園)

・姉妹幼稚園には入園の優先枠があります。

(幼稚園の入園説明会に参加して入園申し込みをしてください。入園に際しては幼稚園による面接があります。)

・段上幼稚園と交流活動があります。

10. 地域との交流・子育て支援事業・「つながり」事業・実習生の受け入れ

・トライやるウィークで地域の中学生を受け入れています。

・近隣のデイサービスを訪問して地域のお年寄りと交流をしています。

・園庭開放をしています。詳細は掲示板やホームページでお知らせします。

・近隣の幼稚園・保育所・認定こども園・小学校の「つながり」事業に参加し、互いの教育・保育の目的や保育過程・指導方法の共通点と違いについて理解を深め、小学校への滑らかな接続に向けて活動をしています。

・次世代を担う人材育成を願い、実習生を受け入れています。

Ⅱ 保育時間について

1. 保育時間

- ・保護者の勤務時間と通勤時間により「保育許可時間通知書」を発行します。保育時間をお守りください。
保育必要量（保育標準時間・保育短時間）など、支給認定の内容に変更がある場合は、必要書類の提出が必要です。当園に提出する場合は、変更月の前月20日（休園日の場合は直前の開園日）までに、西宮市保育入所課に提出する場合は、変更月の前月25日（閉庁日の場合は直前の開庁日）までに提出ください。
支給認定の内容は翌月1日から変更しますので、月途中での変更はできません。
- ・勤務証明書に記載されている以外の状況が発生する場合は、事前に副申書を提出ください。
- ・シフト勤務の場合は、毎月シフト表を提出してください。
- ・仕事が休みの場合は、家庭での親子の関わりや絆を深める大切な日としてください。用事等で登園される場合の保育時間は、8時30分から16時30分までです。
- ・保護者の勤務先や勤務時間に変更になった場合や住所に変更がある場合は、必ず連絡してください。

2. 延長保育

延長保育は原則、保護者が就労の場合にご利用いただけます。利用には『延長保育申請書』の提出が必要です。また、不要になった場合には『解除証明書』の提出が必要となりますので、園に連絡してください。
公共交通機関の遅延で18時30分を過ぎた場合は、遅延証明書の提出があれば、スポット対応が可能です。（料金についてはP5.7に記載の利用者負担の【延長保育にかかる利用者負担】に記載しています。）

3. 土曜保育

土曜保育は原則、保護者が就労の場合にご利用いただけます。利用には『土曜保育申請書』の提出が必要です。不要になった場合には『解除証明書』の提出が必要となりますので、園に連絡してください。
れんらくアプリから出欠の登録をしてください。

Ⅲ きりん園の生活について

1. 慣れ保育

慣れ保育初日は1時間から始まります。短時間の保育から始め少しずつ保育時間を延ばしていくことで、お子さまの負担を軽減すると共に保護者の方にとっても新しい生活に慣れるための大切な準備期間でもあります。また、この期間中に今後の保育時間を決めていきます。



2. きりん園の一日

時間帯	0歳児	1、2歳児
7:30	順次登園	順次登園
	遊び	遊び
9:00	牛乳・ミルク	牛乳
	遊び 必要に合わせて睡眠	遊び
11:00	昼食	昼食
	午睡	午睡
15:00	おやつ	おやつ
	遊び 必要に合わせて睡眠	遊び
	順次降園	順次降園
18:30	延長保育（おやつ）	延長保育（おやつ）
19:00	閉園	閉園

- ・遊びの中で、立腰・安田式体育遊びを行います。
- ・9時までに登園してください。
- ・欠席・遅刻の場合は、8時30分までにれんらくアプリで登録をしてください。
- 連絡がない場合は、給食を提供できないことがあります。



安田式体育遊び

3. 服装

- ・活動しやすい服装にしてください。冬場は大人よりも一枚少ない枚数を心がけましょう。
- ・フード付の衣服、チュニック、スカート、リボン、フリル等は遊具に引っかかるなど危険な場面がありますので、園での着用は控えてください。
- ・基本的な生活習慣を確立する乳幼児期において、オーバーオール、ロンパース、レギンス、ボタンの多いシャツはお子さまが扱いにくいものです。園での着用は控えてください。
- ・園生活では絵具や泥遊び等いろいろな経験をします。汚れてもいい服を着用してください。
- ・午睡時は半袖の肌着とズボンで寝ます。肩が冷えないよう普段から袖のある半袖の肌着を着用してください。
- ・靴はサイズの合ったもの、足がしっかりと固定されるものをご用意ください。サンダル・ブーツは避けてください。
- ・園から貸し出した衣類、靴などは洗って返却してください。
- ・髪の毛の長いお子さまは活動しやすいようゴムでまとめてください。ヘアゴムは誤飲やケガの防止のため、飾りのないものを使用してください。ビニール製のもの、細くて目立たないもの、ヘアピン等の使用は控えてください。

4. 食事

朝ごはんは、脳とからだをしっかりと目覚めさせ、元気に1日をスタートさせるために大切なものです。

必ず朝ごはんを食べてから登園しましょう。

給食の方針	「安全でおいしく、心のこもった食事」を心がけています。 管理栄養士による栄養バランスの良い献立です。食べることや季節の食材に興味関心がもてるよう食育を行い、食べる楽しさを伝えています。
給食提供	月に一度食育ひろばを発行し、食や健康に関する情報を提供します。 献立表を毎月れんらくアプリでお知らせします。 午前の牛乳、昼食、午後のおやつがあります。 18時30分以降の延長保育では、市販のおやつを提供します。
お弁当日について	お弁当の持参をお願いする日があります。(行事等)
衛生管理	調理従事職員、保育士の健康管理・確認及び検便検査を徹底しています。 調理室の清掃及び整理整頓を実施し、衛生管理区分を徹底しています。
アレルギーの対応	アレルギーなどへの対応について、医師が記入した「保育所におけるアレルギー疾患生活管理表」の提出をもって適切に対応します。 その他の事情により給食に配慮が必要な場合は、事前ににご相談ください。
非常時への備え	非常時に備え、食品(アルファ化米、ベビーフード、液体ミルク等)を備蓄しており、ローリングストック及び防災教育の観点から、給食で提供することがあります。

離乳食は、児童の発育・発達状況やご家庭での状況を確認しながら進めていきます。

	食種	内容	目安のクラス
離乳食	離乳初期	午前に1回の食事を提供します。食事の他に、適宜ミルクを飲みます。	0歳児クラス ↓ 1、2歳児クラス ↓
	離乳中期		
	離乳後期	午前・午後に各1回食事を提供します。食事の他に、適宜ミルクを飲みます。	
	離乳完了期 (移行期)	昼食とおやつ 牛乳:1日150ml(午前50ml、午後100ml)	
乳児食	1~2歳児	離乳完了期の食事は、お子さまの状況に応じて形状等に配慮します。	

毎月、事前に献立表を「れんらくアプリ」で配信します。1日の食事内容を考える際、保育園の給食の内容を知っていただき、ご家庭で提供する食事の参考にしてください。

Ⅳ 体のことについて

登園時に、体調や家庭でできたケガやあざなどについて報告をお願いします。保育中にケガやあざなどに気づいた場合、確認のため保護者に連絡をさせていただくことがあります。

1. 体調不良の場合 (子ども家庭庁「保育所における感染症対策ガイドライン」に基づき対応します)

①具合が悪い時はお預かりできません。

- ・発熱や呼吸器症状があり、元気がない。
- ・嘔吐や下痢で食事が食べられない。
- ・感染症が疑われる症状がみられる。
- ・微熱が続いている。
- ・病後の十分な回復がみられない。

下痢や鼻汁、咳など体調不良が続いている場合は早めに受診し、早期の回復に努めましょう。

- ②保育中に園で発熱（目安38.0℃）したり、下痢、嘔吐の症状が見られたりケガをしたりした場合は、状態を見て連絡をさせていただきますので速やかにお迎えに来てください。
- 緊急時に備え、連絡先を明確にしておいてください。
- ③下痢便や嘔吐物、血液で汚れた衣類やシーツなどは、二次感染を予防するため、保育園では洗わずにそのまま袋に入れてお返しします。その際他の子どもの衣類が汚れた場合は、一緒に持ち帰って消毒後、洗濯していただきますようお願いいたします。ご家庭でも感染症に注意して処理してください。
- ④ご家庭で事故、ケガがあった時は、園に連絡をしてください。頭部などを打撲した場合は、2～3日後に症状（意識不明など）が出ることもあるため、数日間は様子をみてください。障害の部位や状況によってはお預かりできません。受診した場合は、医師の診察結果をお知らせください。
- ⑤大きなケガなど園で通常の保育ができず、保育士の介助が常に必要な場合は、事前にご相談ください。

2. 感染症にかかったとき(子ども家庭庁「保育所における感染症対策ガイドライン」に基づき対応します)

感染症（別紙）にかかった時は『登園可能証明書』・『登園届』を参考にしてください。集団生活が可能な状態に回復し登園する際には『登園可能証明書』・『登園届』を提出してください。

水いぼ・とびひについては、『登園可能証明書』・『登園届』は原則必要ありませんが、集団生活が可能な状態であるか、医師の指示を確認してください。なお、かきこわした傷から浸出液が出ている時は、浸出液がしみ出ないようにガーゼ等で覆ってください。

アタマジラミ（卵・成虫）が見つかった場合は、必ず保育士にお知らせください。速やかな対応のご協力をお願いします。



『登園可能証明書』・『登園届』QR

3. 緊急時等の対応方法

体調の急変等の緊急事態が発生した場合は、速やかに保護者の緊急連絡先等に連絡します。また、嘱託医又は主治医に相談する等の措置を請じます。保護者と連絡が取れない場合には児童の身体の安全を最優先させ、当園が関連機関と連携を取り合いしかるべき対応を行いますので、ご理解をお願いします。

【嘱託医】

診療科目	病院名	住所	電話番号
外科・内科 循環器内科	清田診療所	段上町2-1-10	54-2250
耳鼻咽喉科	さこだ耳鼻咽喉科	高松町5-39 なでしこビル4階	69-3003
眼科	宇山眼科	戸田町5-16	26-0711
歯科	さくらいデンタルクリニック	上大市1-5-20 メゾン甲東園1階	51-7780

【近隣の（主に利用している）医療機関】

整形外科	横山整形外科	甲東園1-2-35	57-0800
歯科	中坪歯科	段上町7-1-35	53-1175
眼科	たき眼科	松籟荘11-9	57-3220
総合	西宮市立中央病院	林田町8-24	64-1515
脳神経外科	たけはしクリニック	門戸荘14-21	53-4114

4. 薬

薬の投与は原則的に行いません。

保育園では薬の預かりは原則的に行いません。薬は「朝・夕の2回」または「朝・帰ってから・寝る前の3回」の内服にできないか、かかりつけ医にご相談ください。

・アナキラフィシーなどのアレルギー対応等、緊急時に備えた処方薬が必要となる場合は、医師の診断と指導に基づく「生活管理表」をご提示ください。

・ホクナリンテープ（気管支拡張剤）経皮吸収型製剤は剥がれ落ちると誤飲の危険があります。保育園に在る時間は貼らなくても良いか医師に相談してください。

貼付して登園される際は、テープに記名し貼付部位を保育士と一緒に確認させていただきますので登園時に保育士にお知らせください。保育中に剥がれた場合、貼り直しはしません。

・虫よけパッチや予防接種後のテープ等も登園時は貼らないようにしてください。

・園では応急処置、消毒等、必要に応じて以下の物を使用します。使用に関して、ご要望等ございましたら、保育士までご相談ください。

点眼薬【アイリスCLネオ】

軟膏【ムヒS】、ワセリン【無添加ベビーワセリン】

経口補水液【OS-1】、乳幼児用イオン飲料【アクアライト】

アルコール消毒

5. 乳幼児突然死症候群（SIDS）

睡眠中に赤ちゃんが死亡する原因には、乳幼児突然死症候群（SIDS）という病気のほか、窒息などによる事故があります。SIDSは、何の予兆や既往歴もないまま乳幼児が死に至る原因不明の防ぐことができない病気で、窒息などの事故とは異なります。

以下の3つのポイントを守ることにより、SIDSの発症率が低くなるというデータがあります。

①あおむけに寝かせる

②できるだけ母乳で育てる

③たばこをやめる



また、保育園では睡眠中に次のようなことに気を付けています。

・子どもの顔が見えるあおむけ寝にする。

・午睡時は部屋を離れず、表情の見える明るさを確保する。

・やわらかい布団は使用しない。

・ヒモ、ヒモ状のもの、スタイ、服、ぬいぐるみなどは置かない。

・0～1歳児と入園間もない2歳児は、5分ごとに呼吸状態を確認し記録する。

・AEDを設置し、応急手当に関する研修や訓練を定期的実施する。



こども家庭庁SIDSについて

6. 災害共済給付制度

子どもたちの安全については万全を期しておりますが、集団生活でもあり不慮の事故が起こる場合もありますので、入園時に独立行政法人日本スポーツ振興センターに加入していただきます。

※共済期間 4月1日～翌年3月31日

※保護者負担額 1人につき年間 240円

（要保護児童（生活保護世帯）については保護者負担額が0円となります。）

※独立行政法人「日本スポーツ振興センターについてのお知らせ」は別途お配りします。

V 安全対策について

1. 警報発令時の対応

警報の種類		対応	
西宮市 該当地域に	暴風警報、大雨警報など 「通常気象警報」	・開園しますが、子どもを連れての登降園は危険を伴うことから 家庭で保育が可能な方は、家庭での保育をお願いします。 状況により、お迎えをお願いする場合があります。すぐに来られる 体制を取っておいてください。 ・公共交通機関等や電気、ガス、水道などのライフライン に相当な被害が予見される場合は、避難行動をとる可能性 が高いため、勤務などやむを得ず保育を必要とする方のみの 受け入れとします。	
		6時30分 現在 発令中の場合	臨時休園
	特別警報	6時30分 以降 解除された場合	「臨時休園」を継続します
		保育時間中 発令された場合	避難を開始する必要があるため 速やかにお迎えに来てください
	「避難指示」(警戒レベル4) 「緊急安全確保」(警戒レベル5) 「高齢者等避難」(警戒レベル3)	6時30分 現在 発令中の場合	避難を開始する必要があるため、 臨時休園
		6時30分 以降 解除された場合	「臨時休園」を継続します
		保育時間中に 発令された場合	避難を開始する必要があるため 速やかにお迎えに来てください
当園 に	電気、ガス、水道などのライフラインが停止し、 保育に支障をきたす被害があった場合	臨時休園	

【補足】避難情報(警戒レベル)については、西宮市防災ポータルよりご確認ください。

気象庁、Yahoo等で示される警戒レベル相当はあくまでも目安です。必ず市からの避難情報をご確認ください。

◆「特別警報」とは、予想される現象が特に異常であるため、重大な災害の起こるおそれが著しく大きい旨を警告する
防災情報です。

◆「特別警報」が発令された場合、お住まいの地域は数十年に一度の、これまでに経験したことのないような重大な
危険が差し迫った異常な状況にあります。ただちに市町村の避難情報に従うなど、適切な行動をとってください。



西宮市防災ポータルHP

2. 安全対策

非常災害に関しては具体的な計画を立て、防火管理者又は火気・消防等についての責任者を定め、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に職員に周知するとともに、必ず毎月1回避難及び救出その他必要な訓練を実施します。

(1) 避難訓練(月1回)…「火災」「地震」「水害」「不審者対応」を想定し、段上幼稚園と合同の避難訓練も実施しています。

- ・「火災」「地震」の場合の避難場所:段上小学校または段上西小学校
- ・「水害」の場合の避難場所:3階保育室
- ・「不審者対応」については、県警ホットラインを設置しています。危険を感じた時はホットラインを押すことで、直接県警に連絡できます。

(2) 安全計画

保育園では年間の「安全計画」を定め児童の安全に関する取組を進めてまいります。

- ・施設や設備等の安全点検
- ・園外活動を含む保育園での活動や取組みに対する安全確保のための指導
- ・職員への各種訓練や研修

(3) 防犯対策

- ・不審者の侵入がないように顔認証システムを導入し、来園時は認証カードを提示していただいています。
- ・園周りには防犯カメラを設置しています。

3. 送迎

- ・送迎は原則として保護者が行ってください。毎回連絡帳にお迎え時間とお迎えに来る方を記入ください。
- また、お迎えの方やお迎えの時間に変更になる場合、必ずれんらくアプリで連絡してください。
- 連絡がない場合は、お迎えに来られてもお子さまをお渡しすることができません。

(1) 門扉について

- ・顔認証で門扉が開錠するフェイスチェックを設置しています。不審者対策のため、保護者の皆様はQRコードより顔認証登録をお願いします。
- ・防犯上のため、門扉は大人の手でしっかりと閉めてください。



顔認証登録

(2) 登降園打刻について

- ・登降園時には、事務所前のタブレットにQRコードを提示し、時間の打刻を行ってください。
- ・各保育室の出入り口の扉の鍵は必ず、保護者の手で閉めてください。



(3) 駐輪場について

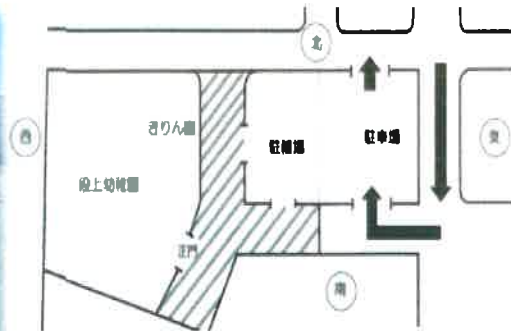
- ・枠の中に整列して駐輪してください。
- ・駐輪場内では自転車から降りて押してください。
- ・危険ですので、駐輪場で走ったり遊んだりしないようにお願いします。



(4) 駐車場について



- ・利用には申請が必要です。
- ・利用時間は7時20分～19時10分です。
- ・きりん園の駐車場は1～5番です。
- ・送迎の際は、駐車許可証を必ず車外から見えるところに置いてください。
時間帯によっては混み合うこともあります。送迎後は速やかに出庫してください。
- ・きょうだい児など子どもだけで車内に残すことは死亡事故に繋がる大変危険な行為です。
体調が悪い場合や眠っている場合も必ず一緒に送迎してください。
- ・行事（保育参加、懇談も含む）の際はれんらくアプリのアンケートからの申し込みが必要です。
申込が多数の場合は抽選になります。その際は近隣のコインパーキングをご利用ください。
- ・駐車場内では走り回るなどの危険な行為はやめ、お子さまと手を繋ぎ、危険のないようにお願いします。



VI れんらくアプリについて

緊急時には「れんらくアプリ」で情報を配信します。

連絡帳や登降園管理、園からのお知らせ・献立表・感染症に関する情報や緊急連絡等の配信を行う連絡ツールです。

【れんらくちょう】ご家庭での様子を登園前までに記入ください。その日の保育をお伝えします。

【欠席・遅刻連絡】欠席・遅刻の連絡が可能です。当日の朝8時30分までに登録をしてください。

先の予定も入力が可能です。

【お迎え時間、送迎者の変更】当日の急なお迎え時間や送迎者の変更について連絡できます。

【登降園QRコードの表示】事務所前のタブレットにQRコードを提示することで登降園の時刻が入力されます。

【れんらく受信一覧】保育園からのお知らせメールや園だより、献立表などを配信します。

【保育園からのお知らせ】保育の様子や写真を配信します。

【スケジュール】園行事などが閲覧できます。

【アンケート】行事の参加人数、行事アンケートなどで利用します。

【物品注文】追加購入時に注文ができます。

【身体測定】園で測定した身長・体重などが確認できます。

Ⅶ 関係機関との連携について

- ・子どもの成長や発達などに対して適切な保育補助や子育て支援のために、保育園及び市が医療機関、療育機関、乳幼児健康診査などに関する保健福祉センターなどの関係機関との情報共有及び連携を行います。
- ・他園へ転園、進級する際は、円滑な保育の実施のため、転園元から転園先へ児童の育ちなどに関する記録について情報提供することがあります、

Ⅷ 児童虐待防止のための措置

- ・「児童虐待の防止等に関する法律」及び「児童福祉法」が改訂され、児童虐待の防止について、保育園は児童福祉施設として重要な役割を担っています。子どものしつけに際して、身体的苦痛（叩く、蹴る、物を投げつける等）は体罰とみなされ、「虐待」に当たります。また、暴言、配偶者間の争いを見せる等、子どもの心理面に悪影響を与えることも「虐待」とみなされます。
- その他にも、下記の表に規定されているものは「虐待」となり、当てはまるようなことがあれば、保育園は法律に基づき市へ通告する義務があります。

【定義と種別】（児童虐待の防止等に関する法律で規定）

身体的虐待	殴る、蹴る、叩く、つねる、投げ落とす、物を投げつける、激しく揺さぶる、火傷を負わせる、溺れさせる、鼻と口をふさぐ、しつけと称する体罰 等 ※程度や強さによらず、その行為自体が「虐待」に当たる。
性的虐待	子どもへの性的行為、性器や性的行為を見せる、子どもへの過度なスキンシップ 等
ネグレクト	家（部屋）に閉じ込める、食事を与えない（頻繁な欠食）、ひどく不潔、不適切な衣服、自動車（自転車）に放置する、子どもを残して外出する、保育園に理由なく行かせない、治療や処置が必要だが受診させない、子どもの安全への配慮を怠る（ケガが絶えない） 等
心理的虐待	著しい暴言や言葉による脅し、拒絶的な対応、きょうだい間での著しい差、子どもの面前で行われるDV（暴言暴力） 等

- ・その他、虐待であるかどうかに関わらず、子どもに心配なケガやアザがあった場合には、保育園として法律に基づいて市に通告する必要があります。（虐待かどうかを判断するのは保育園ではありません。）市に通告することにより、子どもと保護者を支援するために関係機関で連携を図ることができ、その家族をサポートする体制を整えます。保育園は子どもを大切に思う保護者と同じ思いで対応を行います。
- ・連絡の有無に関わらず、欠席が続く場合は、保育園から保護者、緊急連絡先に記載のある電話番号に架電することがあります。電話がつかない時は、市の関係機関と情報を共有し、保育園や市職員等が家庭訪問することがあります。
- ・当園は、子どもの人権擁護、児童虐待の防止を啓発・普及するための研修などを職員に対し実施しています。



IX 個人情報保護について

1. 個人情報保護

保育園で知り得た情報は守秘義務が課せられているため、他の方にお知らせすることはありません。利用者等の個人情報に関しては、安全管理のために必要かつ適切な対策や措置を講じるとともに、関係法令に基づき適切に取り扱います。

2. 写真・ビデオなどの取り扱い

- ・保育園では個人情報保護の観点から、写真やビデオなどの取り扱いについて日頃から十分に注意をしています。
- ・保育参加については、お子さまの保育園での様子を知っていただくと共に、保護者の方々にお子さまと一緒に遊んでいただきたいという願いから、写真・ビデオなどについては撮影をご遠慮いただいています。
- ・保育園で撮影した写真やビデオなどはご家庭で鑑賞される以外のご使用は避けていただきますようお願いします。個人情報保護法により、撮影された写真やビデオに写っている他のご家庭のお子さまの個人的な情報を、許可なく第三者に提供することは禁じられています。撮影したものを不特定多数の方が閲覧できる状態でインターネット上にアップロードすることはおやめください。
- ・販売用の写真撮影は業者により行います。行事や日頃の様子などの写真を注文できます。ご利用方法は販売時期に「れんらくアプリ」や LINE (memoridgeメモリッジ) でお知らせします。

3. 苦情対応

保護者の皆様からのご意見、ご要望をお受けするために、玄関ロビーに緑の意見箱を設置しています。記名の上、ご利用ください。園への相談が難しい時などは、第三者委員に直接相談することもできます。

苦情受付担当者	主任	平山 知春
苦情解決責任者	園長	中林 理恵
総括責任者	理事長	松本 善實
第三者委員		

手続き等で分からない点は、当園か西宮市こども支援局子育て事業部保育入所課までお問い合わせください。

西宮市こども支援局 子育て事業部 保育入所課
TEL.0798-35-3160



※保護者の皆様に、きりん園の保育方針をご理解いただき、同意書（別紙）へのご署名をお願いします。